# ~ 成年年齢の引き下げから1年~

# 18歳・19歳に気をつけてほしい 消費者トラブル

### 契約当事者18歳・19歳の消費生活相談(2022年4月~10月)

	相談件数が多かった商品・役務	件数の増加がみられた商品・役務
1位	脱毛エステ	脱毛エステ
2位	出会い系サイト・アプリ	医療サービス (医療脱毛など)
3位	商品一般(架空請求など)	コンサート(転売チケットなど)
4位	内職・副業	エステティックサービス
5位	賃貸アパート	普通・小型自動車

(国民生活センター発表資料より)

### ● 脱毛エステでは、

- ▶ お試しのつもりで施術を受けたら高額なコースを勧められて 断り切れず契約してしまった
- ▶ 通い放題コースを契約したのに予約が全く取れない
- ▶ サロンが破産したので請求を止めてほしい

などの相談が寄せられています。男性からの相談も増えています。

### 出会い系サイト・マッチングアプリは、

- ▶ サクラとやり取りするために高額なポイントを購入した
- あやしいネットワークビジネスに勧誘されてだまされた

など、様々なトラブルにあう可能性があるので要注意です。

### ● 内職・副業をスマホで検索して、

▶「スマホをタップするだけで収益が発生!」という広告を見てマニュアルを買ったら「サポートプランに入らないと稼げない」と言われ、断り切れず契約してしまった

という相談などが寄せられています。

# 间置主法

# 通信

令和 5 年 4 月 vol.150

②役場町民課 消費生活センター ☎27-1958 (直通) ※来所の際は事前にお電 話頂けると確実です



子どもサポート情報より

## 「契約しない」という決断も大切

- 18歳になると、自分の判断で契約できるようになりますが、同時に、契約内容を守る義務もうまれます。「守れないかもしれない」と感じる時は、契約するのはやめましょう。
- 特に「やめたいとき」(返品・キャンセル・退会・解約)のことは、<u>契約する前に</u>しっかり確認しましょう。

# その相談相手は信用できますか?

- 変だな、困ったな、と思ったら、<u>家族など信用できる人、消費生活センター</u>に早めに相談しましょう。「188」に電話すると、最寄りのセンターにつながります。
- SNSなどで、間違ったアドバイスをしている投稿を時々見かけます。 また、ネットで見つけた窓口に相談して、あとで高額な請求を受ける トラブルも起きているので、注意してください。

